

(案)

令和 年 月 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

まちづくり審議会
会長 角 野 幸 博

福祉のまちづくり条例及び同施行規則の改正の基本的な考え方について（答申）

令和6年8月23日付け諮問第32号で当審議会に諮問のありました標記のことについて、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

兵庫県では、全国に先駆けて福祉のまちづくり条例を制定し、高齢者等に配慮した施設の整備に係る基準を定めるとともに、同基準をバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の委任基準として建築確認制度と連動させるなど、先駆的かつ高い水準の取組が行われている。

今般、バリアフリー法施行令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令）が改正され、「便所」、「駐車場」及び「劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂の客席」の整備基準が、「建物に1以上のバリアフリー設備を設ける」という考え方から「建物の規模に応じて複数のバリアフリー設備を設ける」という考え方に移行する形で見直しが行われた。

当審議会では、専門的事項を検討する「福祉のまちづくり検討小委員会」を設置し、バリアフリー法施行令改正の趣旨を踏まえるとともに、これまでの取組との連続性を維持した上で、高齢者・障害者等の意見を踏まえつつ、既存施設における整備状況などを勘案した合理的な義務基準とすることを前提として、福祉のまちづくり条例及び同施行規則の改正の基本的な考え方について、調査・審議を行った。

近年では、高齢者等の外出機会の増加等により、バリアフリーに対する量的・質的ニーズが高まっており、高齢者・障害者等への聴き取りを行ったところ、現行の基準では設備等の数の不足があることが確認できた。

一方、法令による義務基準を上回るバリアフリー整備が行われるなど、建物所有者のバリアフリーに対する意識の高まりもみられる。

以上から、福祉のまちづくり条例における便所、駐車場及び劇場等の客席等の整備基準については「建物の規模に応じて複数のバリアフリー設備を設ける」という考え方を取り入れて見直しを行うべきである。

なお、具体的な特定施設整備基準の改正案は別紙のとおりである。